

# 第 1 回 山 武 中 央 合 併 協 議 会

## 会 議 資 料

日時：平成17年2月14日（月）

午後1時30分～

場所：蓮沼村スポーツプラザ

## 第1回山武中央合併協議会会議次第

日 時 平成17年2月14日(月)

午後1時30分

場 所 蓮沼村スポーツプラザ

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 報告事項

- 報告第 1号 山武中央合併協議会設置に関する協議書について
- 報告第 2号 山武中央合併協議会規約に関する協議書について
- 報告第 3号 山武中央合併協議会の事務所の位置について
- 報告第 4号 山武中央合併協議会会長の職務代理者の指名について
- 報告第 5号 山武中央合併協議会幹事会規程について
- 報告第 6号 山武中央合併協議会専門部会規程について
- 報告第 7号 山武中央合併協議会事務局規程について
- 報告第 8号 山武中央合併協議会財務規程について
- 報告第 9号 山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程について

### 4 議 事

#### (1) 同意事項

- 同意第 1号 山武中央合併協議会監査委員の選任について

#### (2) 協議事項

- 協議第 1号 山武中央合併協議会会議運営規程について
- 協議第 2号 平成16年度山武中央合併協議会事業計画について
- 協議第 3号 平成16年度山武中央合併協議会予算について
- 協議第 4号 合併協定項目について
- 協議第 5号 合併の方式について
- 協議第 6号 合併の期日について
- 協議第 7号 新市の名称について
- 協議第 8号 新市の事務所の位置について
- 協議第 9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第10号 地域審議会の取扱いについて
- 協議第11号 地方税の取扱いについて
- 協議第12号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第13号 財産の取扱いについて
- 協議第14号 特別職の身分の取扱いについて

- 協議第15号 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第16号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第17号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第18号 使用料、手数料等の取扱いについて
- 協議第19号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第20号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 協議第21号 町名、字名の取扱いについて
- 協議第22号 慣行の取扱いについて
- 協議第23号 防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて
- 協議第24号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第25号 人権擁護の取扱いについて
- 協議第26号 男女共同参画の取扱いについて
- 協議第27号 姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて
- 協議第28号 広報広聴関係事業の取扱いについて
- 協議第29号 交通政策事業の取扱いについて
- 協議第30号 空港関連事業の取扱いについて
- 協議第31号 公の施設の取扱いについて
- 協議第32号 納税関係の取扱いについて
- 協議第33号 新市建設計画について

5 その他  
新市建設計画（素案）について

6 閉 会

## 配 布 資 料 一 覧

### 資料 1

報告第	1号	山武中央合併協議会設置に関する協議書について	P 1～ 5
報告第	2号	山武中央合併協議会規約に関する協議書について	P 6～ 7
報告第	3号	山武中央合併協議会の事務所の位置について	P 8
報告第	4号	山武中央合併協議会会長の職務代理者の指名について	P 9
報告第	5号	山武中央合併協議会幹事会規程について	P 10～12
報告第	6号	山武中央合併協議会専門部会規程について	P 13～18
報告第	7号	山武中央合併協議会事務局規程について	P 19～23
報告第	8号	山武中央合併協議会財務規程について	P 24～27
報告第	9号	山武中央合併協議会委員等の報酬、旅費及び費用弁償 に関する規程について	P 28～29
同意第	1号	山武中央合併協議会監査委員の選任について	P 30
協議第	1号	山武中央合併協議会会議運営規程について	P 31～41
協議第	2号	平成16年度山武中央合併協議会事業計画について	P 42～43
協議第	3号	平成16年度山武中央合併協議会予算について	P 44～48
協議第	4号	合併協定項目について	P 49～52
協議第	5号	合併の方式について	P 53～54
協議第	6号	合併の期日について	P 55～57
協議第	7号	新市の名称について	P 58～59
協議第	8号	新市の事務所の位置について	P 60～64
協議第	9号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 65～67
協議第	10号	地域審議会の取扱いについて	P 68～72

### 資料 2

協議第	11号	地方税の取扱いについて	P 73～76
協議第	12号	一般職の職員身分の取扱いについて	P 77～80
協議第	13号	財産の取扱いについて	P 81～89
協議第	14号	特別職の身分の取扱いについて	P 90～95
協議第	15号	条例、規則等の取扱いについて	P 96～100
協議第	16号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 101～106
協議第	17号	一部事務組合等の取扱いについて	P 107～110
協議第	18号	使用料、手数料等の取扱いについて	P 111～140
協議第	19号	公共的団体等の取扱いについて	P 141～147
協議第	20号	補助金、交付金等の取扱いについて	P 148～158
協議第	21号	町名・字名の取扱いについて	P 159～162
協議第	22号	慣行の取扱いについて	P 163～165

協議第23号	防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて	P 166～173
協議第24号	行政連絡機構の取扱いについて	P 174～177
協議第25号	人権擁護の取扱いについて	P 178～180
協議第26号	男女共同参画の取扱いについて	P 181～183
協議第27号	姉妹都市・国際交流事業の取扱いについて	P 184～187
協議第28号	広報広聴関係事業の取扱いについて	P 188～192
協議第29号	交通政策事業の取扱いについて	P 193～198
協議第30号	空港関連事業の取扱いについて	P 199～202
協議第31号	公の施設の取扱いについて	P 203～208
協議第32号	納税関係の取扱いについて	P 209～212
協議第33号	新市建設計画について	P 213～216

資料3

その他

新市建設計画（素案）について

報告第1号

山武中央合併協議会設置に関する協議書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会設置に関する協議書を整えたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎



## 山武中央合併協議会設置に関する協議書

成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町（以下「3町1村」という。）は山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定により別紙のとおり規約を定め、協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、3町1村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年2月10日

千葉県山武郡成東町殿台296番地

成東町

成東町長 大 高 和 郎



千葉県山武郡山武町壇谷1874番地

山武町

山武町長 松 下 浩 明



千葉県山武郡蓮沼村への4832番地の1

蓮沼村

蓮沼村長 浪 川 漣



千葉県山武郡松尾町松尾40番地の2

松尾町

松尾町長 古 谷



## 山武中央合併協議会規約

### (設置)

第1条 成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町（以下「関係町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、合併協議会を置く。

### (名称)

第2条 この合併協議会の名称は、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (担当事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の定める町村に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、関係町村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 関係町村の長
- (2) 関係町村の助役又は収入役
- (3) 関係町村の議会の議長
- (4) 関係町村の議会の副議長
- (5) 関係町村の長が定めた学識経験を有する者各3名
- (6) 千葉県総務部市町村課長

2 委員は、非常勤とする。

### (会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位により会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係機関の職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて関係機関の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会を置く場合には、第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置くことができる。
- 3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第14条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の負担金は、関係町村が協議のうえ、それぞれ負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納は、会長が関係町村の監査委員のうちから協議会の同

意を得て、2名を委嘱して監査する。この場合において監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月10日から施行する。

報告第2号

山武中央合併協議会規約に関する協議書について

山武中央合併協議会規約第6条第1項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会規約に関する協議書を整えたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎



## 山武中央合併協議会規約に関する協議書

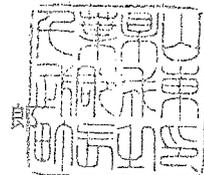
成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町（以下「3町1村」という。）は山武中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第6条第1項に規定する内容については、次のとおりとする。

- 1 規約第6条第1項に規定する会長及び副会長の選任について  
会長には、成東町長を選任する。  
副会長には、山武町長、蓮沼村長及び松尾町長を選任する。
- 2 内容の変更  
この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。
- 3 定めのない事項  
この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、3町1村の長が協議して定めるものとする。
- 4 協議の発効  
この協議は、平成17年2月10日から発効する。
- 5 協議の失効  
この協議は、協議会が解散したときにその効力を失う。

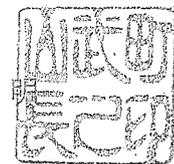
この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、3町1村の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年2月10日

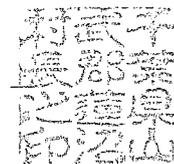
成東町長 大 高 和 郎



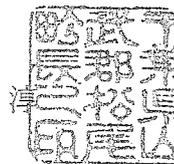
山武町長 松 下 浩



蓮沼村長 浪 川 滯



松尾町長 古 谷 洋



報告第3号

山武中央合併協議会の事務所の位置について

山武中央合併協議会規約第4条の規定により、次のとおり事務所の位置を定めたので報告する。

事務所の位置	千葉県山武郡成東町殿台296番地 成東町保健福祉センター内
--------	----------------------------------

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

報告第4号

山武中央合併協議会会長の職務代理者の指名について

山武中央合併協議会規約第8条第2項の規定により、次のとおり職務代理の順位を指名したので報告する。

第1職務代理者 副会長 古 谷 淳

第2職務代理者 副会長 浪 川 滯 一

第3職務代理者 副会長 松 下 浩 明

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

報告第5号

山武中央合併協議会幹事会規程について

山武中央合併協議会規約第12条第3項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会幹事会規程を定めたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会幹事会規程

### (設置)

第1条 山武中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）に幹事会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の合併に関し、協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて又は協議会事務局長の要請により、随時開催する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

3 会議は、幹事の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

4 幹事長は、必要に応じて関係機関の職員等の会議への出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

表（第3条第2項）

町村名	職 名
成 東 町	総務課長、企画課長、財政課長
山 武 町	総務課長、企画課長、財政課長
蓮 沼 村	総務課長、企画調整課長、財務課長
松 尾 町	総務課長、企画課長、財政課長

報告第6号

山武中央合併協議会専門部会規程について

山武中央合併協議会規約第12条第3項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会専門部会規程を定めたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会専門部会規程

### (設置)

第1条 山武中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、協議会に提案及び報告する必要な事項等について、専門的に協議及び調整するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、委員をもって組織する。

- 2 専門部会委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 4 分科会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

### (部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に、部会長及び副部会長各1名を置く。

- 2 各専門部会の部会長（以下「各部会長」という。）及び副部会長は、当該専門部会委員の互選により定める。
- 3 各部会長は、当該専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。
- 4 各専門部会の副部会長は、当該部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 各専門部会の会議（以下「会議」という。）は、当該部会長が必要に応じて又は協議会事務局長の要請により、随時開催する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 各部会長は、必要に応じて関係機関の職員等の会議への出席を求めることができる。
- 4 各部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長がこれに当たるものとする。

### (報告)

第6条 各部会長は、当該専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 各専門部会の庶務は、所管する分科会において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

別表（第3条第2項）

専門部会名	成東町	山武町	蓮沼村	松尾町	一部事務組合等
議会・監査部会	議会事務局長 総務課長	議会事務局長 総務課長	議会事務局長	議会事務局長 総務課長	
総務部会	総務課長 住民課長	総務課長 福祉課長	総務課長	総務課長 住民課長	山武郡市広域行政組合 総務課長 消防本部総務課長
財務部会	財政課長 総務課長 収入役室	総務課長 財政課長 収入役室	財務課長 総務課長 収入役室	財政課長 収入役室	
企画部会	企画課長 住民課長	企画課長 総務課長 秘書広報室長	企画調整課長 総務課長	企画課長 総務課長	山武郡市広域行政組合 企画課長
税務部会	税務課長 住民課長	税務課長	財務課長 住民課長	税務課長	山武郡市広域行政組合 電子計算課長
住民部会	住民課長	住民課長 税務課長	住民課長 保健福祉課長	住民課長 保健福祉課長 税務課長	
保健福祉部会	保健福祉課長 高齢者支援課長	福祉課長 健康支援課長	保健福祉課長	保健福祉課長	山武郡市広域行政組合 山武郡市医療福祉センター所長 組合立園保成東病院事務長
産業経済部会	産業課長 商工観光課長 社会教育課長 農業委員会事務局長	産業課長 農業委員会事務局長	地域振興課長 農業委員会事務局長	産業課長 農業委員会事務局長	
建設部会	建設課長 都市計画課長	建設課長 都市整備課長	地域振興課長 企画調整課長	建設課長 都市整備課長	
環境部会	生活環境課長 都市計画課長 産業課長	健康支援課長 水道課長 産業課長 企画課長	地域振興課長	生活環境課長 都市整備課長	山武郡市広域行政組合 環境アクアプラント所長 山武郡市広域水道企業団 企画財政課長 山武郡環境衛生事業振興組合事務長 東金市外三町沼田組合事務局長
教育部会	学校教育課長 社会教育課長 中央公民館館長 文化会館館長 図書館館長 給食センター所長	教育課長 さんぶの森管理事務 事務所長 さんぶの森図書館長 給食センター所長	教育課長 給食センター所長	学校教育課長 社会教育課長 給食センター所長	
IT部会	企画課長	企画課長	総務課長	企画課長	山武郡市広域行政組合 電子計算課長

## 山武中央合併協議会分科会規程

### (設置)

第1条 山武中央合併協議会専門部会規程（以下「専門部会規程」という。）第3条第3項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）に分科会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会の部会長の指示を受け、専門部会規程第2条に掲げる専門部会の事務を補助するための調査、協議及び資料の調製を行う。

### (組織)

第3条 各分科会は、別表に掲げる分科会の事務を所管する課等の課長補佐又は係長等の職にある者をもって充てる。

### (分科会長及び副分科会長)

第4条 各分科会に、分科会長及び副分科会長各1名を置く。

2 各分科会の分科会長（以下「各分科会長」という。）及び副分科会長は、当該専門部会長が指名する。

3 各分科会長は、会務を掌理し、分科会を代表する。

4 各分科会の副分科会長は、当該分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 各分科会の会議（以下「会議」という。）は、当該専門部会長並びに当該分科会長が必要と認めるとき、又は協議会事務局長の要請により随時開催する。

2 各分科会長は、会議の議長となる。

3 各分科会長は、必要に応じて関係機関の職員等の会議への出席を求めることができる。

4 各分科会長は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会の分科会長が当たるものとする。

### (報告)

第6条 各分科会長は、当該分科会の調査又は協議の経過及び結果について、当該専門部会長に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 各分科会の庶務は、当該分科会長が属する町村の担当部門において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、当該専門部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

別表（第3条）

専門部会名	分科会名	主な所管事務等
議会・監査	議会	議会、議会議員の定数、任期、庶務等、議会全般に関すること。
	監査	監査、監査委員に関すること。
総務	総務	組織、条例、文書管理、訟務、事務改善、公共的団体、行政区、権限委譲事務総括、秘書、交際、儀式、行政評価、ISO9001、選挙事務等、その他の分科会に属しないもの
	人事	職員定数、給与体系等、一般職及び特別職の取扱いに関すること。
	消防交通防犯	消防、防災、交通、交通安全、防犯等に関すること。
財務	財政	財務の総括、財政計画、予算、地方交付税、市町村債、基金に関すること。
	管財	財産の取得、管理、処分、賃貸及び庁舎等の維持管理、庁内備品類の整備管理等に関すること。 入札及び契約、入札参加資格及び指名業者選定等、工事検査等に関すること。
	出納	決算、指定金融機関、出納に関すること。
企画	企画	総合計画、重要施策、広域行政、空港関連、公共交通機関、まちづくり、各種計画の企画調整及び総合調整、各種統計、交流事業、コミュニティ事業、文化行政、市町村合併に関すること。
	広報・広聴	広報、要覧、請願、陳情及び要望等、広聴、記録、報道機関との調整等に関すること。
税務	課税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（料）等の賦課、字図及び公図、各種税関係証明、標識交付等に関すること。
	徴収	税の収納、督促、滞納処分及び処分の停止、過誤納金還付及び充当、前納報奨金、納税貯蓄組合、交付要求等に関すること。
住民	住民	戸籍、外国人登録、住民登録、各種証明の交付、出産育児一時金及び葬祭費支給、臨時運行許可等に関すること。
	国保・年金	国保特別会計及び事業全般、老人保険特別会計及び医療事務全般、国民年金、福祉年金等に関すること。
保健福祉	福祉	社会福祉全般、災害被災者に対する支援、同和、生活保護、障害者福祉、福祉手当、老人福祉、敬老行事、在宅福祉、生きがい対策、母子等の授護、家庭児童相談、交通遺児、保育施設の管理運営及び整備、保育料等に関すること。
	介護	介護保険特別会計、被保険者の資格及び給付管理、介護保険料の賦課、収納、督促及び滞納処分、要介護及び要支援認定等に関すること。
	健康	予防接種、住民健診、健康指導及び相談、感染症の予防及び防疫、国保病院及び診療所、母子保健事業、成人及び老人保健、歯科保健、精神保健、栄養指導、食生活改善、献血、乳幼児医療、少子化対策等に関すること。
産業	農林水産	農林振興、農林施策、農業災害、生活改善、農家実行組合、水田農業対策、畜産、病害虫、畜産公害、有害駆除、農道及び農業用排水路等の整備、土地改良事業、農業後継者育成、治山及び林道事業、産業祭、漁業、水産等に関すること。
	商工・観光	商工、消費生活、観光等に関すること。
	農業委員会	会議、農家台帳、選挙人名簿、農業者年金、農地等の移動調整及び転用、農地訴訟等、小作契約等に関すること。
建設	建設	道路台帳、占用及び管理、法定外公共物財産、道水路等用地の買収及び補償、道路及び橋梁等の工事、交通安全施設及び踏切道工事、工事資材の管理、河川改良及び維持、市町村営住宅、地籍調査に関すること。
	都市計画	都市計画の決定及び変更、国土法に基づく届出受理、法令等に基づく許可申請等、都市計事業、宅地開発、建築確認、公園等に関すること。
環境	環境衛生	一般廃棄物及び産業廃棄物、水質保全、鼠族及び昆虫等の駆除、畜犬その他の動物（家畜を除く。）、雑草除去、ごみ及びリサイクル事業、公害、土砂等の埋立て、不法投棄の防止、墓地の経営許可、地盤沈下対策、ISO14001その他環境施策等に関すること。 ごみ処理組合に関すること。
	上水道	公営企業による水道事業に関すること。
	下水道	公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽に関すること。
教育	学校教育	教育行政の総括、会議及び請願等、学校施設の建設及び普請、教育指導及び助言、給食等に関すること。
	社会教育	生涯学習、青少年の健全育成、社会体育施設、社会体育事業、公民館、図書館、資料館、博物館、文化財保護等に関すること。
IT	IT	情報処理全般（ネットワーク含む。）に関すること。

報告第7号

山武中央合併協議会事務局規程について

山武中央合併協議会規約第13条第3項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会事務局規程を定めたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和 郎

## 山武中央合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山武中央合併協議会規約第13条第3項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班、計画班及びIT班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長及びその他必要な職員を置く。

2 事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて前項の事務局職員に、千葉県職員の派遣を要請できるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 各班長は、事務局次長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の管理
- (2) 班に属する職員の指揮監督
- (3) 班相互間の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の指示を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定

- (2) 協議会に提案する事案に関する事案。
- (3) 協議会の予算及び決算の調整に関する事案。
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃に関する事案。
- (5) その他特に重要と判断される事項  
(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 関係町村との連絡調整に関する事案。
- (2) 事務局運営の基本方針に関する事案。
- (3) 50万円未満の物品の購入その他契約の締結に関する事案。
- (4) 物品及び現金の出納に関する事案。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事案。
- (6) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事案。
- (7) その他軽易な事項に関する事案。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順位により、副会長が会長の事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、処理、施行、保管、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町村（以下「会長町村」という。）の公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、当該職員の属する町村の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間については、会長町村の例による。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、当該職員の属する町村の負担とする。

(旅費)

第13条 事務局の職員の旅費については、会長町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

別表第1 (第3条第2項)

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	1. 庶務及び会計に関すること。 2. 合併の諸手続きに関すること。 3. 協議会の会議に関すること。 4. 合併に関する資料の編纂・調整に関すること。 5. その他他の班に属さないこと。
調 整 班	1. 協定項目の調整に関すること。 2. その他各種事務事業の調整に関すること。
計 画 班	1. 新市建設計画に関すること。 2. 財政計画に関すること。
I T 班	1. 電算システムの統合・調整に関すること。 2. ネットワーク整備等に関すること。

別表第2 (第10条第1項)

名 称	ひな形	寸 法 (mm)	書 体	用 途	個 数
山武中央合併協議 会会長の印		方21	てん書	会長名で発する 山武中央合併協 議会の文書用	1
山武中央合併協議 会会長職務代理者 の印		方21	てん書	会長職務代理者 名で発する山武 中央合併協議会 の文書用	1
山武中央合併協議 会事務局長の印		方21	てん書	事務局長名で発 する山武中央合 併協議会の文書 用	1

報告第8号

山武中央合併協議会財務規程について

山武中央合併協議会規約第15条の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会財務規程を定めたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、山武中央合併協議会規約第15条の規程により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町（以下「関係町村」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに関係町村の長に送付しなければならない。
- 4 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

### (補正予算)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の款項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

### (予算の流用及び充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する町村（以下「会長

町村」という。)の例により行うものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の認定を経なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算書の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長町村の例によりこれを行うものとする。

- 2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか協議会の財務に関し必要な事項は、会長町村の例により会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年2月10日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「第1回協議会において」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条第1項)

歳入予算の款項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 町村負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表第2 (第4条第2項)

歳出予算の款項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 運営費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第9号

山武中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

山武中央合併協議会規約第17条第2項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を定めたので報告する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、山武中央合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条第2項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額7,000円とする。ただし、関係町村の長、助役、収入役及びその他の地方公共団体の常勤職員については、これを支給しない。

### (費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために旅行したときは、別表に掲げる旅費を支給する。ただし、関係町村に住所を有する協議会委員等が協議会の会議等に出席した場合については、これを支給しない。

### (支給方法)

第4条 協議会委員等に支給する旅費については、会長の属する町村職員等の旅費に関する条例の規定を準用する。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

### 別表（第3条）

車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	鉄道賃、船賃及び 航空賃
37円	2,200円	13,100円	2,200円	会長町村の職員の旅費に関する条例の規定を準用する。

同意第1号

山武中央合併協議会監査委員の選任について

山武中央合併協議会規約第16条の規定により、下記の者を監査委員に委嘱したいので、同意を求める。

蓮沼村 代表監査委員 川島 義一郎

松尾町 代表監査委員 秋庭 武行

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

協議第1号

山武中央合併協議会会議運営規程について

山武中央合併協議会規約第10条第3項の規定により、別紙のとおり山武中央合併協議会会議運営規程を別紙のとおり提案する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 山武中央合併協議会会議運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、山武中央合併協議会規約第10条第3項の規定により、山武中央合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 会議は、原則として公開する。

2 会議の運営に関しては、住民の意見の反映と、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

### （会長等の責務）

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

### （会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

### （関係者の出席）

第5条 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者その他関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### （表決）

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員及び副会長（会長の職務代理者として会議の議長の職にない副会長）の過半数の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

### （会議録）

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録（様式第1号）を調製するものとする。

(1) 開催した日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項（議事の要旨）

(4) 会議経過

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

- 3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は原則公開とし、閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の公開は、会議録が確定した日後に会長が別に定める方法により行うものとする。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。
- 3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第2号)に住所、氏名及び年齢を記入の上、山武中央合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局から傍聴証(様式第3号)の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を得

た者を除く。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンデルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童又は乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話の電源を入れないこと。
- (6) みだりに席を離れたり、不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音機の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布してはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月14日から施行する。

様式第1号(第7条第1項)

山武中央合併協議会 会議録

会議の名称	
開催日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 開会 時 分 閉会
開催場所	
議長氏名	
出席者氏名	
欠席者氏名	
事務局氏名	
会議事項	1 議題
	2 会議結果
会議の経過	
会議資料	
その他必要事項	
会議録の確定	
確定年月日	記名押印
平成 年 月 日	議長

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項

会議の名称 \_\_\_\_\_

開催日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_

出席者名簿

委員氏名		出欠
会長		出・欠
副会長		出・欠
副会長		出・欠
副会長		出・欠
委員		出・欠

委員氏名		出欠
委員		出・欠

出席 \_\_\_\_\_ 名 。 欠席 \_\_\_\_\_ 名

様式第2号 (第11条第1項)

平成 年 月 日

第 回 山武中央合併協議会 傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	年 齢	備 考

様式第3号 (第11条第1項)

第 号 平成 年 月 日  傍 聴 証  山武中央合併協議会	第 号 平成 年 月 日  傍 聴 証  山武中央合併協議会
第 号 平成 年 月 日  傍 聴 証  山武中央合併協議会	第 号 平成 年 月 日  傍 聴 証  山武中央合併協議会

## 山武中央合併協議会会議録等閲覧規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、山武中央合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定により、山武中央合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （閲覧の請求）

第2条 何人も会議録等の閲覧を請求することができる。

### （閲覧に関する会議録等）

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議資料については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

### （閲覧の申出）

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

### （閲覧の場所及び時間）

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局の指定する場所とし、その時間は当該事務局の執務時間内の事務局の指定する時間とする。

### （会議録等の複写等）

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する経費は、閲覧者の負担とする。

### （委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成17年2月14日から施行する。

別表様式（第4条）

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

山武中央合併協議会会長 様

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

山武中央合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申出いたします。

なお、閲覧に関しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

記

1 閲覧希望日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ~ 時 分
2 閲覧希望文書	(1)第 回合併協議会の会議録 (2)第 回合併協議会に提出された文書 (文書内容： )
3 閲覧請求の目的	※該当する項目に☑印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 協議会の協議状況を把握するため <input type="checkbox"/> 協議会の協議状況を広報するため <input type="checkbox"/> 合併についての論議資料とするため <input type="checkbox"/> その他 ( )
4 写しの交付	※○で囲んでください。(費用は申請者負担で、1枚1面につき10円です。) 希望する ・ 希望しない

協議第2号

平成16年度山武中央合併協議会事業計画について

平成16年度山武中央合併協議会事業計画を別紙のとおり提案する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

平成16年度山武中央合併協議会事業計画（案）

事業項目	事業内容	備考
1. 合併協議会	<p>○合併協議会設置</p> <p>○法定協議会の開催（3回予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 規約、各規程の報告、承認</li> <li>・ 監査委員の選任</li> <li>・ 事業計画案、予算案の承認等</li> <li>・ 協定項目の協議</li> <li>・ 協定項目の決定</li> </ul>	<p>平成17年2月10日</p> <p>} 第1回会議</p>
2. 住民周知	<p>○協議会だよりの発行（2回）</p> <p>○ホームページによる資料等の公開</p>	
3. 新市建設計画	<p>○第2回法定協議会で最終計画案を協議、県との事前協議等の実施後、第3回法定協議会で決定</p>	
4. 事務事業一元化	<p>○事務事業の洗い出し</p> <p>○各専門部会、分科会等ですりあわせ、調整</p>	

協議第3号

平成16年度山武中央合併協議会歳入歳出予算について

平成16年度山武地域合併協議会歳入歳出予算を別紙のとおり提案する。

平成17年2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 平成16年度山武中央合併協議会予算（案）

平成16年度山武中央合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額	(単位：千円)
1. 負担金			9,001	
2. 諸収入		1. 負担金	9,001	
		1. 諸収入	1	
		1. 諸収入	1	
	歳入	合計	9,002	

歳出	款	項	金額	(単位：千円)
1. 運営費			1,903	
2. 事業費		1. 運営費	1,903	
3. 予備費		1. 事業費	7,074	
		1. 事業費	7,074	
		1. 予備費	25	
		1. 予備費	25	
	歳出	合計	9,002	

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	金額
1	負担金			9,001		
	1	負担金		9,001		
		1	町村負担金	9,001	成東町2,358千円、山武町2,305千円 蓮沼村2,133千円、松尾町2,205千円	9,001
2	諸収入			1		
	1	諸収入		1		
		1	雑入	1	雑入	1
			歳入合計	9,002		

《歳出》

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	金額
1	運営費			1,903		
	1	運営費		1,903		
		1	会議費	706		
			1 報酬	420	委員報酬・監査委員報酬	420
			11 需用費	32	食糧費	32
			12 役務費	36	振込手数料 郵便料	3 33
			13 委託料	218	会議録作成委託料	218
		2	事務費	1,197		
			9 旅費	14	普通旅費	14
			11 需用費	101	消耗品費 公用車燃料費 修繕料	40 11 50
			12 役務費	71	通信運搬費 手数料	69 2
			13 委託料	40	ファクシミリ保守委託料	40
			14 使用料及び 賃借料	653	プロパティ-利用費 事務機器賃借料 公用車賃借料 有料道路通行料	45 549 55 4
			18 備品購入費	20	公印	20
			19 負担金補助 及び交付金	298	臨時職員派遣費負担金	298
2	事業費			7,074		
	1	事業費		7,074		
		1	事業推進費	7,074		
			11 需用費	572	広報紙印刷費 調印書印刷製本費	472 100
			12 役務費	230	広報紙新聞折込手数料 広報紙郵送料 手数料	213 12 5
			13 委託料	4,872	新市建設計画策定業務委託 調印式典委託料 ホームページ開設委託料 広報紙PDF作成業務委託	4,261 100 500 11
			19 負担金補助 及び交付金	1,400	県職員派遣費負担金	1,400
3	予備費			25		
	1	予備費		25		
		1	予備費	25		25
			歳出合計	9,002		

協議第4号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

## 合併協定項目について

合併協定項目は次のとおりとする。

### I 基本的な事項（基本4項目）

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置

### II 合併特例法に定める協議事項

- 5 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 7 地域審議会の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い

### III その他重要な協議事項

- 10 財産の取扱い
- 11 特別職の身分の取扱い
- 12 条例、規則等の取扱い
- 13 事務組織及び機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料、手数料等の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 補助金、交付金等の取扱い
- 18 町名・字名の取扱い
- 19 慣行の取扱い
- 20 国民健康保険事業の取扱い
- 21 介護保険事業の取扱い
- 22 消防団の取扱い
- 23 各種事務事業の取扱い

(内 訳)

- 23- 1 防災・防犯・交通安全事業の取扱い
- 23- 2 行政連絡機構の取扱い
- 23- 3 人権擁護の取扱い
- 23- 4 男女共同参画の取扱い
- 23- 5 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
- 23- 6 広報広聴関係事業の取扱い
- 23- 7 交通政策事業の取扱い
- 23- 8 空港関連事業の取扱い
- 23- 9 公の施設の取扱い
- 23-10 納税関係の取扱い
- 23-11 障害者福祉事業の取扱い
- 23-12 高齢者福祉事業の取扱い
- 23-13 児童福祉事業の取扱い
- 23-14 保育事業の取扱い
- 23-15 生活保護事業の取扱い
- 23-16 保健衛生事業の取扱い
- 23-17 建設関係事業の取扱い
- 23-18 都市計画の取扱い
- 23-19 生活環境事業の取扱い
- 23-20 農林水産事業の取扱い
- 23-21 商工・観光事業の取扱い
- 23-22 上・下水道事業の取扱い
- 23-23 町村立学校（園）の通学区域の取扱い
- 23-24 学校給食事業の取扱い
- 23-25 学校教育事業の取扱い
- 23-26 文化振興事業の取扱い
- 23-27 社会教育事業の取扱い
- 23-28 電算システムの取扱い

IV 市町村建設計画に関する事項

24 新市建設計画

なお、協定項目の変更の必要が生じた場合は、協議会に諮り変更するものとする。

## 合併協定項目の調整方針について

合併協定項目の調整方針は、次のとおりとする。

山武中央合併協議会の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

### ◇基本的理念

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、3町1村のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

### ◇調整方針

#### 1. (住民福祉向上の原則)

現在、3町1村で行っている各種住民福祉施策については、合併後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

#### 2. (負担公平の原則)

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

#### 3. (健全な財政運営の原則)

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指します。

#### 4. (行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

#### 5. (適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう調整します。

#### 6. (一体性確保の原則)

合併後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

協議第5号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

協定項目	1 合併の方式
成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
1 合併の方式	成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	東金市、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

協議第6号

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

協定項目	2 合併の期日
合併の期日は、平成18年3月27日とする。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
2 合併の期日	合併の期日は、 <u>平成18年3月27日</u> とする。	合併の期日は、 <u>平成17年3月22日</u> とする。

## ＜合併の期日について＞

### 1. 調整の方針

合併の期日は、平成18年3月27日とする。

### 2. 提案理由

- (1) 電算統合作業及び合併に向けた各種準備作業を円滑に進めるためには十分な時間（約1年程度の準備期間）をとる必要がある。
- (2) 例年2月16日～3月15日は確定申告の時期であり避ける必要がある。
- (3) 電算の統合にあたり、旧町村データから新市データへの移行作業及び事務室の配置換え等を考慮すると前日が休日であることが望ましい。

### 3. 県内合併協議会の状況

- (1) 平成18年3月27日合併予定 ⇒ 横芝・光町合併協議会、香取地域合併協議会
- (2) 平成18年3月20日合併予定 ⇒ 安房7町村合併協議会
- (3) 平成18年1月23日合併予定 ⇒ 八日市場市・野栄町合併協議会

57

2006年 2月

日	月	火	水	木	金	土
			1 仏滅	2 大安	3 赤口	4 先勝
5 友引	6 先負	7 仏滅	8 大安	9 赤口	10 先勝	11 友引
12 先負	13 仏滅	14 大安	15 赤口	16 先勝	17 友引	18 先負
19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 友引	24 先負	25 仏滅
26 大安	27 赤口	28 友引				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口
5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝
12 友引	13 先負	14 仏滅	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引
19 先負	20 仏滅	21 大安	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負
26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先負	30 仏滅	31 大安	

協議第7号

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提案する。

協定項目	3 新市の名称
新市の名称は、「太平洋市（たいへいようし）」とする。	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
3 新市の名称	新市の名称は、「 <u>太平洋市（たいへいようし）</u> 」とする。	新市の名称は、「 <u>九十九里市（くじゅうくりし）</u> 」とする。

協議第 8 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

協定項目	4 新市の事務所の位置
新市の事務所の位置は、成東町殿台 296 番地（現成東町役場）とする。 なお、事務所の機能については、総合支所方式を採用し、将来は本庁方式へ移行する。	

平成 17 年 2 月 14 日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
4. 新市の事務所の位置	<p><u>新市の事務所の位置は、成東町殿台296番地（現成東町役場）とする。</u></p> <p><u>なお、事務所の機能については、総合支所方式を採用し、将来は本庁方式へ移行する。</u></p>	<p><u>1. 事務所の機能については、総合支所方式を採用し、将来は本庁方式へ移行する。なお、新庁舎の建設については、将来新市において検討する。</u></p> <p><u>2. 新市の事務所の位置は、東金市東岩崎1番地1とする。ただし、将来、本庁方式に移行する際には、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮し、改めて候補地を検討するものとする。</u></p> <p><u>3. 管理部門及び事業部門の統括は本庁に配置するが、管理部門等の一部は、現成東町役場に置くものとする。</u></p>

4町村の庁舎の現況

項目		成東町	山武町	蓮沼村	松尾町
地理的 条件	住所 (事務所の位置)	289-1392 山武郡成東町霞台296	289-1298 山武郡山武町壇谷1874	289-1829 山武郡蓮沼村への4832-1	289-1593 山武郡松尾町松尾40-2
	公共交通 (鉄道、バス等)	JR成東駅 徒歩8分	JR日向駅 タクシー5分 徒歩20分	JR松尾駅 タクシー10分 空港シャトルバス20分	JR松尾駅 徒歩5分
	主要アクセス道 (国・県道)	国道126号	県道116号線 (楠芝・山武線)	県道58号線 (松尾・蓮沼線)	国道126号
建物 ・ 敷 地 関	建築年	昭和60年	昭和52年 (増改築)	昭和52年	昭和48年
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造3階
	昇降設備	有(1基)	無	無	無
	延床面積(m <sup>2</sup> )	4,670.34m <sup>2</sup>	1,434.22m <sup>2</sup>	1,877.96m <sup>2</sup>	3,701.85m <sup>2</sup>
	敷地面積(m <sup>2</sup> )	12,387.0m <sup>2</sup> (県道ビタケ含む)	3,927.33m <sup>2</sup>	6,144.00m <sup>2</sup>	10,519.74m <sup>2</sup>
	市・町・私有地区分	町有地 12,387.0m <sup>2</sup> 私有地 —	町有地 3,927.33m <sup>2</sup> 私有地 —	村有地 6,144.00m <sup>2</sup> 私有地 —	町有地 8,887.77m <sup>2</sup> 私有地 1,631.97m <sup>2</sup>
	地代	—	—	—	2,122,200円/年
	庁舎内課(局)数	18	10	3	13
	庁舎内職員数(人)	121	93	46	81
	一般用駐車場(台)	62台(来庁者用)・107台(職員用)・25台(公用車用) ・124台(文化会館兼用)	30台(来庁者用)・126台(職員用)・5台(公用車用)	30台(来庁者用) 50台(職員用)	36台(来庁者用) 112台(職員用)
一般用駐輪場(台)	20	なし	15	15	
公用車庫(台)	16	17	15	24	
会議室の数	8	6	3	6	
会議室の収容人員	第1会議室12人・第2会議室16人・第3会議室36人 第4会議室24人・大会議室150人・公室14人・和室20人 (一般会議室等計272人)  議員控室24人	第1会議室90人・第2会議室20人・第3会議室10人 第4会議室10人・第5会議室10人 (一般会議室等計140人)  議員控室 25人	第1会議室12人・第2会議室30人 (一般会議室等計42人)  議員控室20人	1階会議室8人・ゲザホール24人・消防団本部室12人 第3会議室21人 (一般会議室等計65人)  文教厚生常任委員会室12人・総務常任委員会室10人 産業常任委員会室6人・建設常任委員会室10人 議員控室18人	
議場の席数	議員席24・執行部20	議員席18・執行部20	議員席18・執行部16	議員席27・執行部20	
国、県の施設及び 他の公共施設等	成東警察署・清郷駐在所・鳴浜駐在所・緑海駐在所 成東郵便局・早船郵便局・南郷郵便局・緑海郵便局 鳴浜郵便局・白幡簡易郵便局 国保成東病院 県北部林業事務所 県原種農場成東分場 東消防署 県立成東高校 千葉地方法務局成東出張所 山武郡中央土地改良事務所	壇谷駐在所・沖渡駐在所・日向駐在所 日向郵便局・陸岡郵便局 県森林研究センター 東消防署山武分遣所	蓮沼駐在所 蓮沼郵便局 県立蓮沼海派公園	松尾駐在所・大平駐在所・豊岡駐在所 松尾郵便局・松尾大平郵便局 県立松尾高等学校 特別県営住宅	

【参考資料】

新市の事務所の位置に関する法令

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

【用語解説】

支 所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

庁舎の利用方式

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	(新設する場合) ・ 3町1村の庁舎の機構組織を1カ所に集約する。 ・ 残りの庁舎は、窓口的な機能のみを持たせた支所、出張所となる。	・ 事務の効率化が図られる。 ・ 住民に与える新市誕生の印象は強い。	・ 新庁舎建設に多大な建設費用が必要である。 ・ 周辺地域への住民サービスの低下が心配される
	(既存施設を利用) ・ 3町1村のいずれかの庁舎を増改築し機能組織を1カ所に集約する。 ・ 残りの庁舎は、支所、出張所となる。	・ 事務の効率化が図られる。 ・ 既存施設の利用のため費用は少なくすむ。	・ 周辺地域への住民サービスの低下が心配される
分庁方式	・ 3町1村の現在の庁舎を分庁として、行政機能を持たせて振り分け利用する。 (例) 総務・財務部門→〇〇市町村 福祉・環境部門→〇〇市町村 産業・建設部門→〇〇市町村 教育部門→〇〇市町村	・ 既存施設の利用のための費用(改装費程度)は少なくすむ。	・ 各業務部門毎に窓口が分散するため、住民が戸惑う。 ・ 管理部門も分散するので事務執行上は、非効率的である。
総合支所方式	・ 管理部門や事務局部門を除き、現在の3町1村の庁舎における、現場行政機能をそのまま残す方式。 ・ 総合支所→3町1村の庁舎	・ 住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。	・ 現場職員数が今と同数程度必要であり、また、管理部門との連携上、行政の情報化が必要である。 ・ 新市の一体感が醸成されにくい。

協議第9号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	5 議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>新市の議会の議員の定数は24名とする。 ただし、4町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し平成19年4月30日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。 なお、在任特例期間中の新市の議会の議員の報酬月額は、議長269,000円、副議長228,000円、議員213,000円とする。</p>	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
<p>5 議会の議員の定数 及び任期の取扱い</p>	<p>新市の議会の議員の定数は<u>24名</u>とする。            ただし、<u>4町村</u>の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成19年4月30日</u>まで引き続き新市の議会の議員として在任する。            なお、<u>在任特例期間中の新市の議会の議員の報酬月額</u>は、議長 <u>269,000円</u>、副議長 <u>223,000円</u>、議員 <u>213,000円</u>とする。</p>	<p>1. 新市の議会の議員の定数は<u>34名</u>とする。            ただし、<u>6市町村</u>の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成18年4月30日</u>まで引き続き新市の議会の議員として在任する。    <u>(報酬額の取扱いは未決定)</u></p>

4 町村の現状（議会議員）

項 目		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	合 計
人口	12年国調	24,494	20,033	4,751	11,336	60,614
法定上限数		26	26	14	22	-
定数		20	18	12	16	66
現在議員数		19	17	12	16	64
任 期		平成19年7月30日	平成19年9月30日	平成19年4月30日	平成19年7月31日	-
報 酬	議 長	273,000	278,000	216,000	266,000	1,033,000
	副議長	234,000	239,000	180,000	223,000	876,000
	議 員	216,000	221,000	168,000	210,000	815,000
期末手当 (平成16年度)	6 月	2.10	1.40	2.10	2.10	-
	12月	2.30	1.60	2.30	2.30	-
	加算割合	0.15	0.2	0.15	0.15	-
会 期 (平成16年)	3 月	8日	10日	8日	9日	-
	6 月	5日	8日	1日	7日	-
	9 月	7日	9日	1日	5日	-
	12月	5日	7日	1日	4日	-

※報酬額は、現在議員数をもとに算出

協議第10号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	7 地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。</p> <p>なお、地域審議会の組織及び運営については、地域審議会の設置に関する協議（別紙）のとおりとする。</p>	

平成17年 2月14日

山武中央合併協議会  
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
<p>7. 地域審議会の取扱い</p>	<p>右に同じ（別紙内容を修正）</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。</p> <p>なお、地域審議会の組織及び運営については、地域審議会の設置に関する協議（別紙）のとおりとする。</p>

別紙

## 地域審議会の設置に関する協議（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下、「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
成東地区地域審議会	合併前の成東町の区域
山武地区地域審議会	合併前の山武町の区域
蓮沼地区地域審議会	合併前の蓮沼村の区域
松尾地区地域審議会	合併前の松尾町の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成18年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、旧町村の区域ごとに、市長の諮問に応じて、当該区域に係る次に掲げる事項について審議し、答申するものとする

- （1）新市建設計画の変更に関する事項
- （2）新市建設計画の執行状況に関する事項
- （3）地域振興のための基金の活用に関する事項
- （4）新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等を代表する者
- （2）学識経験を有する者
- （3）公募により選任された者

（任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は当該区域内に存する事務所等に勤務しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の開催の要求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 【関連法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

### 第7章 執行機関

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）抜粋

### （地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

### （市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。（同条1号～4号及び第2項～第6項省略）

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。